

平成26年度 第4回長野県特別支援教育連携協議会

平成26年11月11日（火）
会場： 総合教育センター

事務局)

ただ今から平成26年度第4回特別支援教育連携協議会を開催いたします。よろしくお願
いします。

青木教育次長)

連携協議会も回を重ねること、第4回となり、委員の皆様方には、「中信地区特別支援学
校の今後のあり方」について、熱心な御議論・御協議をいただき、心から感謝申し上げま
す。

この連携協議会においては、早急な対応が求められている松本養護学校の過大化も含め
た、「中信地区特別支援学校のあり方」の検討をお願いしているところでございまして、今
後の教育施策に活かしてまいりたいと考えております。

次回のとりまとめに向けて、本日は、大詰めの部分の協議について、お願いいたします。

是非、委員の皆様から、それぞれのお立場で率直な御意見、御提案を賜りまして、特別
支援教育の充実、発展につながるような御協議をいただければ、大変有り難いと存じます。

特別支援教育の充実は、県民の皆さんからも強い関心が寄せられております、重要な課
題でございます。本日はよろしくお願いたします。

金田座長)

前回私の方で依頼し、事務局と作業部会の方でこれまでの協議をまとめていただいたの
が、「中信地区特別支援学校のあり方について」(案)であります。本日の協議をいたしま
して、次回の第5回の協議会でまとめをして、すべて終了にしたいと思っています。先が
しっかりと見えるかたちでまとめていきたいなと思っておりますので、よろしくお願
いしたいと思います。

今日、資料を配っていただきましたが、ざっくり言いまして、16・17ページまで、17ペ
ージにA3の見開きでまとめをしていただいておりますが、これが、基本的には今まで皆
様方と議論を積み重ねてきたところの集約された姿だとみていただければいいかなと思
います。ここまでの中身については、およそ皆様方と共通理解、共通の認識に立っていると、
こういうふうにご理解をいただきたいと思っております。どうしても、という御意見があれば、
後でお伺いいたしますが、基本的には、この17ページまでについては、今までの協議会
の中で共通理解、共通認識に立っている部分であると御理解いただきたい。

本日は、19ページ以降の特に留意点に関わることを中心にご協議いただきたいと考えて
おります。こんな大きな立場を御理解いただいて進めていきたいと思っておりますので、お願
いいたします。

それでは、3ページからの資料でございますが、これは第1回目の資料、第3回で御意見をいただいた部分も入っておりますが、今までの積み上げの中でまとめていただいたものであります。この3ページの配置図については、前回ですかね、御意見をいただいてこの中信地区の子どもたちにとってのいろんな資源があるのですが、この資源が、鳥瞰図的に見れるものはないか、こういう御要望をいただいて、事務局の方で作成いただいたものであります。子どもたちが利用できそうな資源はどんなものがあるかなということ、お示しいただいたものであります。まだ不十分なところもあるかもしれませんが、こういう御提示をいただいたということで御理解をいただきたい。もし何かありましたら、後で出していきたい。それから、4ページにつきましては、今までの児童生徒数の推移について触れてきたところもあるのですが、平成26年度がまだ載っていないんですね。平成26年度については、これからということですので、御承知おきをいただきたいと思います。学校基本調査の公表がまだのようでありますので、公表を待ってこの資料の完成をしたいというように事務局からお話をいただいております。

後ずっと見ていただきました、これは皆様方、これまでも見ていただきました中身でありますので、16ページまで飛んでいただきたいと思っております。

16ページの下の検討項目を1と2に整理しましたというところであります。これについては、今まで扱ってきました。その検討項目1、2に沿って、どんな課題があるのか、その課題を解決するためにどんな基本的な考え方で解決したらよいか、その基本的な考え方を具体にするには、どんな対応策があるのか、この流れを示したものが17ページであります。本日、皆様にとっては、この17ページが新しい資料になるかと思っておりますが、中身的には既に協議が終わっている中身を整理し直したと御理解いただければよいかと思っております。

検討項目1の後期中等教育、及び医療的ケアの充実の観点から中信地区特別支援学校のあり方を検討する中身においては、課題が大きく三つ挙げられました。一つは、後期中等教育の充実という点、中身的には、盲・ろう学校における知的障がい併せ有する高等部の生徒が少ない、この現状をどうしたらよいかということが一つ。それから、特別支援学校の高等部の過大化という問題、それから、もう一つは遠距離の生徒の情報の収集や活用、進路指導に関わる情報の収集や活用をどうしたらよいか。今住んでいるところから、子どもたちが遠くから通わざるを得ない現状をどうしたらよいか、こんなような中身として課題が挙げられたかなと。

医療的ケアにつきましては、活動スペースの問題、それから、遠距離の問題、緊急時の体制整備、この辺が課題として挙げられたかなと思っております。

それから、教育課程の充実につきましては、教員の確保と専門性の向上の問題、児童生徒数が減少している特別支援学校のスペースの活用の可能性を探る、こんなような問題、複数障がい種、重複障がいの児童生徒がかなり増えておりますので、そのお子さん方への対応のあり方、こんなところが教育環境の充実のポイントになってきているかなと思っております。

それから、課題2の方では、いわゆる、総合相談センターの問題が挙げられております。

それから、関係機関との連携とか、地域的に不利な立場にいる児童生徒への配慮、特に、中信南信関係は非常に場所が広いので、広い地域の子どものための教育を平等にしなければならないという前提があるのですが、そこら辺のところをどういかに地域性を考えていったらいいかなというところ。市町村教育委員会との連携の問題、地域の小中学校の特別支援学級の専門性の向上、この辺のところは、特に現状とすれば需要の高い中身であります。もちろん、盲・ろう・養護学校の中身もそうだと思いますが、この相談支援センターが抱える期待度はかなり高いものがあると思いますながら、課題をまとめていただきました。

で、それを解決するためにどんなことを基本的に考えていったらよいか、課題1につきましては、今ある特別支援学校の人的資源・物的資源を有効活用して、児童生徒の教育的ニーズに応じた特別支援学校のあり方を構築する。再構築するといった言葉がいいかどうか分かりませんが、そういうこと。それから、課題2につきましては、各地域における連携体制の充実と小中学校等における特別支援教育の充実を図る。大きくこの二つの考え方を窓口にして、右側にありますように課題1につきましては、AからFの御提示をいただきました。それから、検討課題2につきましては、GからIの対応策の提示をいただきました。こんなようなところまでが前回までの大きな流れかなと思います。多分、この辺のところは、皆様方の理解を共通にさせていただけるかなと思います。

で、本日は19ページからであります。これにつきましては、作業部会の方で、庄司部長さんのほうからかなり深めていただきましたので、本日はこの中の黒丸がいくつか、21ページ・22ページを見ていただきますと、必要性とか留意点のところには●と○がありますが、○についてはある程度方向性が見えている、こういうように御理解をいただきたいと思います。●については、まだまだ検討の余地があるよと、こういうような見方をさせていただいて、本日は是非●を中心に皆様方から御意見をいただいて、検討をして○に近づけていけるような、そんな努力をみんなですていきたいなと、こういうことありますので、その辺のところを御理解をいただいて、御説明を聞いていただければありがたいと思います。

それでは、今までの私の説明で何か、御質問や御意見があれば頂戴をしたいと思います、どうでしょうか。

永松委員)

細かい部分なんですけど、特に16ページ・17ページの中で、固有名詞としての養護学校は名称ですのでいいと思うのですが、特別支援学校と養護学校と混在をしているところは、いずれ、報告をまとめる段階で修正をいただければと思います。19ページの中にもありますので、全体を通してお願いします。

もう一つ、金田先生に御説明をいただいていたので、内容は分かったのですが、17ページの課題の列の中ほど、複数障がい種に対応した学校のあり方、これ、左側のページになりますと、重複障がいという名称を使っている。複数障がいと重複障がいという意味なのか、稲荷山養護のように二つ以上の障がいに対応した学校という意味なのかで、混乱を招くかなと思います。先ほどの文脈からだと重複障がいと統一された方がいいかなと

思います。

最後です。16 ページの主な現状と課題の(4)で、小中学校における特別支援教育の充実と出ているが、高等学校、幼稚園は入れなくていいのかなと思いました。一番初めの統計は幼稚部からスタートしていましたので。まとめるときに、幼小中とするのか義務の幼小中とするのか、また、御検討ください。

金田座長)

次回、それについて対応いたします。

庄司座長代理)

10月7日、ここ、教育センターを会場に作業部会を行いました。第3回連携協議会での協議を踏まえて、検討項目1、2に係る対応案の留意点等について、作業部会委員、関係の各校の教頭先生、PTA会長さんなどの御参加で協議をいたしました。

座長からもお話があったように、19 ページ以降を見ていただくと、○で書かれた部分と●で書かれた部分があります。○は、8月の作業部会、及び9月の第3回連携協議会で御確認をいただいている内容になっています。●は、今回の10月7日に行われた第3回作業部会の御意見ということで、まとめさせていただいております。

まず、19 ページのA、続いて、B、Cというふうに出ていますが、ここではいずれも、●ということはございません。今までの意見が確認されているということで、この部分については作業部会では扱っておりません。ただし、AからFとか、確実に分けて御意見が出てきていたわけではございませんので、Dの中に●がいくつかございますが、他の部分に関連している御意見になっておりますので、そのようにお読みいただければというようにお願いいたします。

Dの「集団規模の確保による教育の充実、社会性の育成に向けた教育の充実のための対応案」ということになるわけですが、具体的に障がい種のどのような組合せることによって、どのような問題が起きるか効果があるかというような、具体的なことを投げかけて御意見をいただきました。なかなか難しい問題であったのですが、作業部会の各委員の方々は、非常に積極的で前向きな御意見がたくさんありました。そのことをまず御報告いたします。

集団規模の必要性については、少人数化しているろう学校、あるいは、盲学校というような状況があるのですが、特にろう学校からは、大人数の中で行動したり、話したりする経験の不足などの現状があるということが挙げられ、集団が確保への期待が示されています。

また、次の「生活の場の共有」という部分で留意点を考えますと、教育課程が異なっているという現状があるわけで、学習の場ではなく生活の場でどういう交流ができるかという視点は非常に重要であるということがまず上がり、知的障害の場合は、何が何でも集団というわけにはいかず、一人一人の特性に合わせた教育が必要であるということ。それから、やはり、障がい種の組合せによっては、同じ教室で学ぶことは困難であるという意見

も他に出ています。その中で、人間関係が構築できるというメリットは非常に高いと思うので、生活の場を大事にしていくということが大事ではないか。

それから、稲荷山養護学校は、既に知的と肢体不自由の併置校であり、さらに分教室もあるという現状がありますので、その中の状況から言うと、生活の場ということにスポットを当てると、学習場面ではない良い効果もあるのではないかという御意見もありました。

一方、「学習の場の共有」という視点からは、特に準ずる教育を展開するという例えば、病弱、養護では、社会性を育成するという視点で、盲学校やろう学校の子どもたちと一緒に学ぶことは、効果的ではないか、というような御意見が出されています。

ただ、ろう学校と病弱校が連携した場合は、一緒に教科学習を行うということも考えられるが、子ども同士の直接のかかわりあいは、なかなかコミュニケーション手段の関係で、難しく、教師の仲立ちが必要ではないかと。逆に言えば、仲立ちをすることによって、生徒同士の子ども同士のかかわりも育ってくる。ただ、そのとき、教師には例えば聴覚障がいへの理解というものが非常に重要になるという意見が出されました。いずれにしても、学習の場が一緒になるというのは、教育課程が似通っていることが大切で、つまり、障がいの特性は違っても目的がオーバーラップしていることによって、共有できる可能性はあるといった御意見が出されました。

次に、Eの重複化している問題、これについても、必要性の部分で、就労のノウハウという部分、それから、教育全体としてろう学校などでの重複化がありますので、知的障がい教育の視点というものが可能性としてはある、ということが出され、連携に関わる留意点としては、前回の連携協議会でも出されていましたが、重複障がいというのは、1 + 1が2という単純なものではなく、その都度、ケースに合わせたチャレンジが必要であるということがやはり出されてきました。あと、24 ページをめくっていただきますと、細かいところですが、全く同じ作業っていうのは難しいけれどという御意見。

一緒に現場実習に出る、就労を見通した連携は可能性があるのではないかという点、就労という問題ではなくて、小さいときから縦にどう重複障がいの教育を行っていくかということが可能性としてはあるのではないか、といったようなこと。

あと、特別支援学校同士の交流という視点からも、こういった御意見、これは、次の総合的な相談センター的機能と結びついてくるのですけれど、そういった御意見も多数いただきました。

一方、進路指導に関わる留意点としては、現在、現実的なのは、進路指導主事が個人的にネットワークができていて、それが財産になっている側面がある。それをどう連動させていくか、共有化させていくか、それが非常に大事ではないかという御意見がありました。

Fの教員数の確保のための対応案としては、留意点として、教科の免許状が同じだから両方とも教えられるという問題ではないという御意見がありました。障がいに関する専門性は異なるので、教材研究も当然異なってくるという、しかし現在非免許申請を行ってやっている現状があるので、それはなくなるという可能性は魅力的であるといった意見がありました。それから、障がい害特性の理解も十分に図っていく必要がある、そのための研修が重要であるという意見などが出されました。

最後に、二番目の課題である、総合的な相談機能構築と特別支援学校のセンター的機能の充実という課題についてですが、28、29 ページにあるような意見が出されています。

一つは、就労支援について非常に先ほどの意見と同じなのですが、非常に期待できるという意見。やはり、相談窓口のあり方というのが、現実的にどこに相談してよいかわからないという状況があるということで、そういうワンストップの相談窓口になるということの期待感が示されています。

それから、現実的にろう学校などが、サテライト事業を広く展開しておりますが、聴覚障がい以外の相談も非常に多い。そういう相談をつないでいくということが課題になっている現状があって、総合的な相談機能を持つものがあると期待できるのではないかと、等々、地域の小中学校、高等学校も含めて、地域の学校との連携も重要でそのところを視野に入れた、そういったことを展開する意味でも、総合的な相談機能を持つセンター的なところを期待したいというような御意見がたくさんありました。

ざっとでございますが、以上のように報告させていただきます。一つ目の課題についても二つ目の課題についても、先ほども言いましたように非常に活発で前向きな御意見をいただきました。特に障がい種の枠を越えての可能性については、具体的な組み合わせをイメージしながらの御発言があり、とても作業部会を行うことができました。以上、報告させていただきます。

座長：有り難うございました。それでは、協議に入る前に庄司部会長さんの方から御説明をいただいた中身について、質問がもしあればお受けしたい。

よろしいでしょうか。もしありましたら、協議の中でもお受けしたいと思います。

それでは、この対応案について、対応案の留意点等について検討をしていきたいと思っておりますが、19 ページから A、20 ページが B、C、それから、21 ページが D というふうになっています。全部広げても大変ですので、取りあえず 22 ページまで、A B C D のところまでの協議をして、その後、後半の 23 ページから、E F というふうに検討したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、21 ページ D まで御協議をお願いいたします。

輪湖委員)

輪湖と言います。D に関わって、集団規模の確保による教育の充実ということで、以前、盲学校やろう学校に勤務したことがあるのですが、本当に集団が少ないことはさみしいなと、人間関係も小学部からずっと似たような人間関係が続いてしまうということは、本当にその子にとってもよくないなと思うことがあって、確かにここは大切だなと思うのですが、集団の規模の部分をもどの程度の規模を考えるのかということと、作業部会の方でも出されているかと思うのですが、特に私は寄宿舎に勤めておりますので、生活の部分ということで考えるならば、残念ながら長野地区の場合には、盲・ろう学校に養護学校の分教室みたいなかたちができているのですが、例えば、ろう学校のところにできている三輪校舎ですかね、そこに通っている子どもたちがろう学校の寄宿舎を使えるかというとなんか

ない。盲学校の寄宿舎を使えるかというとなれない状況なんです、生活の場面でいろんな障がい種、いろいろな事情もあったりするのですが、生活の中で一緒になるといって、自分と違う障がい、昨日もそうなのですが、子どもたちとテレビを見ていたら、「あの人、目も耳も聞こえないんだって。かわいそうだね」って言って見ているんですよ。「でも、かわいそうかな？あんなに生き生きしているよ。どうしてかね」なんて話を子どもたちとしたのですが、そんなところで直接、自分と違う障がいをもっているところで、「あれ、目が見えないのにこんなに動ける」とか「がんばっている」とか、「聞こえないのに」っていうようなお互い刺激し合うことはあり得るのではないかと個人的には思っていて、生活の場で一緒になるところは、今後考えていくことだろうとは思いますが、ただ、教育の場、勉強の場はどうなんだろうかというのは思います。確かに盲学校もろう学校も知的との重複生が増えてきていることは確かではありますが、やっぱり、単一障がいと言われるお子さんはいるわけで、そういうお子さんたちにとって、集団規模の確保ということでいろんな障がい種のお子さんと教育課程の中で授業を受けると言ったときに、どうなんだろうかというのは、私自身ちょっとまだ疑問があります。なので、この集団の確保っていうところは、もっと丁寧に考えていかなければいけないのかなと、実際長野地区でも、一緒には授業をしていないのが現実なので、そこら辺を踏まえると、生活の場面でというのは、あり得るとは思うのですが、聴覚障がいのあるお子さんとか、視覚障がいのあるお子さんが、いろんな障がい種のお子さんと一緒に授業をするというところに関しては、本当にもう少し、自分たち職員側の専門性も大事ですが、よく考えていく必要があると、この項目では特に思いました。

金田座長)

規模の問題とか、中身の問題で学習の場面の共有、生活の場面の共有と言うんだけど、一緒にしてあげればよいというそういう問題ではない、大きく言えばそういうことで、それぞれの子どもの発達段階や障がいの中身、そういうものも含めて丁寧に、集団の確保をやっていく必要があるよというお話だったかなと思います。これはもう、長野の前の校長先生がたのお話の中でもまだまだ発展途上と言いますか、理想的なものに向かって今少しずつ少しずつ積み上げているところですよというお話がございましたが、今お話の通り、丁寧にやっていかなければならないという大事な部分かなとお聞きをしました。

庄司座長代理)

作業部会の中でも、多くの教頭先生から出されてきました。学習の場というのはなかなか。現実的に、しかし、生活の場というところで学習していくことは、大いにという御意見はたくさんありました。給食を一緒に食べるとか、移動するとか、時間割は限られているのだけれども、一つのスペースをかわりばんこに使うなんていう些細なことですが、そういった共有によって、非常に得るものは大きいのではないだろうかというような意見は出されました。

集団の規模については、いろいろな10人とどっかに書いてありましたが、10人程度の規

模だったらというような意見もありましたし、もっと少人数で一対一対応が望ましいといった意見もありました。

金田座長)

生活と言っても学校生活の部分と、先ほど輪湖委員さんからありましたように、例えば、現状は長野の方でも寄宿舍には入れないみたいな現状はあるようですが、生活全体を考えれば、学校生活だけでは生活ではないので、そういうことを考えると、いずれはそういうところまで到達しないと本当の意味でのインクルーシブ教育にはなっていないという感じはするわけではありますが、今のところはこういう状況ですということで、お話をいただきました。こういう現実がある中で、これから生活の場を共有するとか、学習の場を共有するということを具体的にどういうふうに考えていったらよいか、大きな課題として具体的な施策の中で検討していかなければならない部分かなと思います。

神尾委員)

輪湖委員さんがおっしゃった意見と全く同じように考えているのですが、やはり学校生活全体を考えるとですね、お互いに自分と障がいも違っても、その理解が進むとか、そういうことはありますね。だから、学校行事なんかも、できるところについては、一緒にやっていくという必要もあるでしょうし、文化祭のある部分で一緒にやるとか、そうしたら、文化祭でやることについて練習の時点で一週間とか、お互いに活動を共にしていきながらお互いの理解を進めていくという、そういうところは非常に大事な部分かなと思うんですね。学習の方は、もう少ししっかり時間をかけてやっていく必要がある。教育課程が違うというところもありますので。

ただ、実際の授業の場面を見ると、これは、知的障がいの子どもたちにとって必要なことが、視覚障がいの子どもたちにとって必要なことがあったり、逆に、色づかいだとか文字の大きさとか、絵カードにしても絵カードの作り方とか、そういうところから見ると、盲学校で培われてきたものが、実際事業の中で使われるということもあるでしょうし、そういうお互いの授業の教材とか指導法とか、そういうことをお互いに先生方がやることによって、先生方の理解が進んでいくということがまず大事なんじゃないかなと思います。そういうことを積み重ねながら、学習の場についても、これから考えていくことが大事だと思います。

金田座長)

留意点の具体的な中身を教えてくださいました。
22 ページまでについては、よろしいでしょうか。

笛木委員)

Dの項目の集団規模の確保のためのいろいろな障がいの方の交流を深めるというのは、養護学校、ろう学校、盲学校の間だけの問題なのか、それとも、地域の小中学校も含めた

形のものなのか、教えていただきたい。

金田座長)

そういう意味です。ここについてはですね。いわゆるインクルージョン的な発想で小中学校でいろいろな子どもたちの障がい種に合わせた通常の学級の子どもたちと一緒にという、そういう意味の生活の場、学習の場という意味ではなくて、特別支援学校に限った、資源の中で考えていく。ここで示されているものはですね。

笛木委員)

そうすると、僕の考えとしては、障がいに応じた専門的な教育、学習、指導の方が、大切のような気がして、確かにいろんな方が集まった場合には、他の効果もあると思うのですが、その場合は、障がいの専門性を持った先生もいらっしやらないと成り立たないように思います。

金田座長)

ただ共有するだけではなくて、その中に専門性や一人一人の子どもの教育的なニーズだとか、障がいに関わるニーズにどう合わせていくかということも忘れないでやってきなさいよと、こういう御指摘だったかなと思います。その通りかと思います。多分、留意点の中では、とても重要な中身かなと思います。これまでの中でも多く出されてきているかと思っています。

永松委員)

関わって。一言だけ。私も、A B C Dと来たときに、若干、違和感を感じていたのはDでして、笛木委員さんのおっしゃる通りの理由です。それで、これは、そのまま、A B C Dと並立した形で読んでしまうと、集団の規模を確保するために障がいの枠を越えた特別支援学校のまとまりをつくるというのにはあり得るのか、先生方おっしゃるように小中学校の地域の中での生活を進めたほうが、コスト的にもいいだろうという話になる。これは、ちょっとご検討いただきたいのですが、基本的にはA Bという子どもたちの教育環境の改善というのがあって、その結果、いろいろ資源を活用していく中でDという状態が生まれてくると、そのときに、そういう状態というのは本当に問題なのか、むしろ、メリットを見つけ出せないのかという扱いにした方が、ストーリーとしては、すっとんと落ちるのかなと思いましたので、基本的には笛木先生の御意見に賛成ということで、改めて私自身も考えていきたい。

金田座長)

大事な御指摘かなと思います。先ほどのお話にもありましたように、それぞれの子どもたちに合った教育的な環境を設定するにはどうしたらよいか、その発想を忘れてはいけないうと、こういう中身かなと思いますので、その辺のことも含めてまた、今後検討してい

なければならぬなと思いました。

それでは、今のところに関係する部分もかなりあるかなというふうに思いますが、23と24、25ページのところに示されております、EとFについて、いくつかまだ課題や留意点の中に、かなり検討を要する部分が残されておりますので、この辺についての御意見を頂戴したいと思います。

重複障がいのところ、永松委員さんから御指摘いただきましたが、どこの特別支援学校でもかなり大きな課題になっていることは事実ですね。なかなか、行き詰っているところもあったりするわけで、その辺のところも併せて、そこら辺にもメスが入って子どもたちにとって、よりよい環境が設定できるといいなということで、皆さんに知恵を出し合っていただいたかと思うわけでありまして。

24ページに作業集団の規模としては、10人くらいがよいと具体的に留意点の中に出てきているわけではありますが、先ほどの御意見との関連性で何か出していただければと思うわけでありまして。今まで特別支援学校は、近くの小中学校と交流したり連携したりしているところはあるわけですが、特別支援学校同士というのはほとんどなかった。これが不思議なだけけれど、そういう実態なんですよ。それぞれ重複しているの、それぞれの障がい種や障がいの程度に合わせた教育が必要だと言いながら、お互い専門性の高い中身があるということ認識しながら、なかなか距離的なものが一番なんだろうと思うわけですが、なかなか連携が進まないという御指摘をいただいています。重複している子どもたちのための連携の対応案として、難しいところに踏み込んで何とかした方がいいなと、こういうことの留意点がかなり挙げられているわけでありまして。

庄司座長代理)

作業部会の中でも、そういった課題がそれぞれ出されているわけでありまして、重複障がいの現状としては、視覚障がい、聴覚障がいの特別支援学校だけではなくて、知的障がい、肢体不自由、病弱の中でも重複障がいというのは、大きな課題になっているということが示されています。手をこまねいて、どうしていいかわからないということではなくて、それぞれの学校は、それぞれの工夫をしながら対応をしているということも、作業部会の中では、いくつか感じられたところです。

人事でろう学校の経験者が知的障がいの特別支援学校に、盲学校の経験者がろう学校にいるという交流がありますので、そういう教員が自分の経験をフルに発揮して対応しているケースも、有意義であるという意見も出されておりました。

一方、その期待できることとしては、特別支援学校同士の連携があって、もっと期待できることでは、例えば、就労支援のノウハウとか、現場実習のノウハウとか、具体的なことをもっと共有できるのではないかと、早急にしていく必要があるのではないかとというのが多く出されていたのが印象的です。

それかた、特別支援学校同士の交流ということで言えば、制度的な問題も非常に大きい、例えば通級指導は、知的障がいの特別支援学校に難聴の子どもがいて、補聴器をつけていても、通級指導を受けられないですね。そのくらいやってくればいいのと思うのです

けれど、やってもらえない子どもがいっぱいいる。ろう学校の教員は、教育相談対応しかできないわけです。それで変な話ですが、私が呼ばれて、機材を持ち込んで補聴器のアドバイスをしていくということも起きている現実があって、制度的なものが柔軟にもっと対応するというのが、特別支援教育の課題だったはずなのに、全然柔軟ではないという枠があるというのは、一つの大きな課題ではあると、そここのところの柔軟な対応をやっていく必要があるということが、特別支援学校同士の交流につながっていくのではないかということを感じます。

金田座長)

小中学校でも特別支援学級の子どもが通級指導教室に通えないということがあるじゃないですか。実際には、ことばの遅れのある子どもが、例えば知的障害学級に通ってれば、ことばの教室にはもう通えない。制度的な中身がまだまだ残っていて、これから、インクルージョンの教育のことを考えると、この辺の制度のところ、今のお話と合わせて、大きな改革の中身になってくるのだらうなということ、子どもの立場に立ってみれば、教育的なニーズに立ってみると両方とも必要なんだということになるわけですが、片方しか受けられないという制度的な壁というのは現状としてはある。その壁を何とか子どもの立場で運用としてやっていけないかなと思うわけです。

24 ページのところには、かなり●がたくさん残っているわけですが、先ほどの庄司部会長さんのお話の中で、なから御理解をいただいたり、確かにそうだなということで御納得をいただけたというふうに御理解させていただいてよろしいでしょうかね。

永松委員)

個々の内容というよりは、考え方ですが、異なる障がいに対応する学校が同じ敷地に内にあるとか、一つの学校が複数の障がい種に対応するとか、特別支援教育の制度が立ち上がった時の国の考え方というのは、その最大の効果をどこに置いているかというところと重複障がい対応だったと思うのですよね。ただ、庄司先生おっしゃったように、重複障がいというのはなかなか難しく、感覚障がいと知的障がいの組み合わせとか、感覚障がいと感覚障がいの組み合わせは、お互いのメリットを使えないというそういう問題点がある。これは、同じ重複でも、ケースバイケースで考えなくてはいけないとは思いますが、基本的に、子どもたちが同じ教育課程を一部共有して、それが子どもたちの教育に非常に効果が生まれるという期待できる効果と、もう一つ教員同士の専門性の共有ですかね、私も、知的障がい特別支援学校に勤務していたときに、ろう学校の言語指導は非常に参考にさせていただいた。特に幼児の言語指導は我々に新しいノウハウを教えてくれた。逆に向こうは、視覚的にどう整理するかという教材なんか非常に使えると言って使っていたり。私は、●のところはいくつかありますけど、むしろ後半の部分の例えば、ろう学校で言語に関する研修会があれば、そこに一緒に加わって行って、そこで学んだことを知的障がいでも使えるとか、まずは、教員間の専門性をきっちり共有して、様々な子どもたちに対応できる専門性を引き上げるのだという方が、むしろ具体化しやすい。いずれ、重複障がいの子

どもたちは、どうしても、個別の対応が多くなるとは思うのですけれども、そういった中でも、教育課程で一部共有することによって、単一の中では用意されないような教育内容が用意されるというような、大きく二つくらいに整理すると、道筋が見えてくるようなというような感じがしております。

金田座長)

当初から今お話しいただいたようなことで、25ページの準ずる教育のための教員数の確保の対応案も絡んでくる中身であるかなと思いますが、特別支援学校同士の連携が問題になってくるといってお話し、留意点が出ているかなと思います。今まで以上に教員の資質の向上とか専門性の向上とか、というところがかなり大きな視点になってくるとい、こういうことかなと思いますが、どうでしょうか。

神尾委員)

長野県の場合は、距離的な問題がありますので、なかなかうまくいかないかと思うのですけれども、特別支援学校間の連携と言いますか、特別支援学校は地域のセンター校であって、地域のセンター校が地域の小学校、中学校と連携を図っているのですが、それぞれの特別支援学校間の連携がないとやはり、様々な障がい重なっている一人一人の子どもに対して、適切な教育をしなさい、就学相談もそのようにしなさいという今の状況になると、一つの学校だけでは無理なのですよね。ですから、やはり、特別支援学校間の連携ということが、一つ大きくあって、その中に、進路指導にしても、それぞれの特別支援学校間で情報を共有したり、システムを作って、この子の将来の先として考えられること、あるいは、特別支援学校に入学するまでの子どもたち、どちらのところがいいのかを考えるにしても、そこは連携して、その子の一番いい教育を考えるとかですね、そういう連携をしていかないと難しいんじゃないのかなと思うんですね。ですから、考え方としては、連携というのがきちっとあって、その連携の中の一つとして、就労のこともあるし、重複のことに対する対応ということもあるしというように考えた方がいいのかなという感じはしています。

金田座長)

長野ろう学校と松本ろう学校と長野県には二つあるのですが、松本ろう学校と長野ろう学校の学校の雰囲気もずいぶん違うのですよね。本当は、ろう学校同士で、授業を見合うとか、重複の子をどうするのか、そういう共通の課題を話し合うことができるかというそういう制度があると、今ちょっとまだ不足しているものですから、せつかく二つ、盲学校もそうなのですが、肢体不自由も、いくつか重複している学校が長野県の中にありながら、それぞれが独立して、一所懸命に頑張っているという実態もあるわけで、あの辺のところももっと、距離的な問題もあるだろうけど、何とか具体的にろう学校同士、盲学校同士、肢体不自由学校同士の連携が具体的に図られると、重複の問題だとか、専門性の問題だとか、かなり解決の糸口が見えてくるようなそんな思いも具体的にはあるわけですが、

前からそんな話は出ていても、なかなか具体的になっていかないという課題があって、最終的には子どもや保護者にしわ寄せが行ってしまうという課題があって、御指摘いただきました。

保護者の立場で、吉本委員さん、ありましたら。

吉本委員)

先ほどからいろいろなお話を聞かせていただきまして、保護者の立場からお話しさせていただきます。永松委員さんとか神尾委員さんの方でおっしゃっていたように、やはり、Eの部分で思うことは、学校の先生方の専門性が必要だなということは常日頃学校で子どもをお願いして感じているのですけれども、今回の課題のように養護学校の過大化・過密化ということも大きくかかわってきているのですけれども、やはり先生方がいっぱいいっぱいになっている、一所懸命やってくださっているのですけれども、手が回らない、そういうことで先生方も勉強する時間をどのようにつくられているとか分からないのですけれども、勉強する時間がなかなか取れないのじゃないかっていうことも、私は感じていきます。

先ほどおっしゃっていたように、ろう学校の先生方の知識を養護学校の先生方が一緒に取り入れて指導してくださるといことがあると、うちの子も片耳が聞こえませんが、いまだに言語が出ないのであるけれども、そういうふうでありながら、もしかしたら、もうちょっと早い時期に言葉も出たのじゃないかなと感じておりますし、ろう学校の幼稚部には、ちょっと体験という形で何度か行かせていただきましたけれども、やはり、そういう小学校に上がるときに、ろう学校に行くのか、養護学校に行くのかと考えたときに、体が不自由な部分もありましたので養護学校の方に行かせていただきましたけれども、本当に耳が聞こえない部分、知的障がいの部分と併せ持っておりましたので、今、学校の先生方のお陰で元気になりましたし、活発になりましたけれども、やはり、もうちょっと早くこういうことが学校間の交流がなされていまして、また違ったのではないかなと思っています。

もう一言言わせていただきますけれども、後の方の部分になってしまうのですけれども、保護者の方の相談窓口が必要だということが書いてあります。まずそこで、保護者の方の意識を高めるような状況も申し訳ないけれども、持っていていただきたいなど、その子が将来どうなるのか、どうあってほしいのかという保護者の方の考え方も、まず、聞いていただき、考え方を先の先に持って行っていただき、最終目標に持っていくためには、その中で3年後はどうしたらいいかな、6年後はどうしたらいいかという学校で行っていただいている支援会議みたいなものを地域なり、専門の方々が相談に乗っていただければ、ただ、学校で親も不安のまま終わってしまう、就職もどうなるのだろうという不安のまま行ってしまうのではなく、大きな目標を持った上で段階を踏んで、3年後にはここまでできるようになりたい、6年後にはここまでできるようになりたいということを目指していけると思うのですね、それを私も、保育園の時は、先生によく見ていただいたのですけれども、そういう考え方では見ていなかったもので、とりあえず元気でいればいいくらいの考え方があったんですけれども、基本、健康が一番なんですけれども、やはり、最終的にどうな

ってほしいのか、どう自立していつてほしいのかということを親の方に意識を向けるような専門の方がいてくださると、やはり自分の子どもが生きるか死ぬかとか、どうなっちゃうのだろうということ、親はいっぱいいっぱいなんですよね、それで辛かったり悲しかったり悔しかったりいろんな思いをして親は子どもを育ててきていますので、専門の方々にいろんな部分で助けていただきたいと思います。

金田座長)

はい、ありがとうございました。今 26 ページ、27 ページの方でお示しをされております、総合的な相談センターの機能の中身にも触れて御意見を頂戴いたしましたが、そちらの方に移ってよろしいでしょうか。

それでは、26 ページ以降、30 ページまでの各地域における連携体制の充実と小中学校等における特別支援教育の充実を図るという課題の中で対応案をいくつか、お示しをさせていただいてありますので、これに触れていきたいと思いますが、27 ページの総合的な相談センター機能イメージを事務局の方でお示しをさせていただいてあります。これについて、ちょっと説明、必要ですかね。

ちょっと説明していただけますか。

事務局)

お願いします。上の部分が総合的な相談センター機能のイメージになります。ここは、二重線で四角く囲ってあるのですが、総合的な相談センター機能の事務局というものを各特別支援学校の教育相談、あるいは、特別支援教育コーディネーターにより構成をして、その方が、医療・福祉・行政・労働と連携をすると、機能としては、ワンストップの相談機能で、これまで出てきました、複数障がい種への対応とか、早期発見、就学にかかわるところだとか、先ほど吉本委員さんから出ました高等部や高等学校卒業にかかわるそういったところも踏まえた相談支援、それから、特別支援学校教育相談への相談ということで、機能として位置づけて見えています。それから、○の二つ目ですが、地域の特別支援教育推進のための連携ということで、ここが核になって地域の小中高と連携をしていくような、地域の特別支援教育連携協議会みたいなそんなイメージかと思うのですが、そういったこと。あるいは、もう一つ、重複障がい等の対応について、なかなか専門的な研修が必要になってくるということで、そういった研修機能もここに持たせてはどうかということでもあります。

実際に、ワンストップで相談に乗って、その具体的な相談はHの下の方ですね、各特別支援学校のセンター的機能の方をお願いしていくというスタイルを考えてみました。

金田座長)

ありがとうございました。初めて見るイメージ図かなと思いますので、説明をいただきました。対応案としては、Gが市町村教育委員会との連携のための対応案、それから、Hが総合的な相談センターの機能を検討していくこと、それからもう一つが、特別支援学校

のセンター的機能の強化の検討ということで、こういう形の中でいくつかの対応案を考えていくというようになっております。それで、留意点が28ページ、29ページ、30ページの中にお示しをいただいていると、こういうふうになっておりますが、これについて、御意見を頂戴したいと思います、よろしく願いいたします。

綿貫委員)

先ほどの話からもちょっとつながった形ですみません。先ほど、吉本委員さんから、先の先、子どもさんの成長の先の先を見据えてというようなお話しがございましたが、学校を卒業すると、私は、障がい者支援事業所を運営させていただいていますが、もうすでに何年か前に法律が変わって、障がい種別を越えた支援ということで、障がい者、今、総合支援法ということになっておりますけれども、受入側はすでに、すべての障がいのある方が利用される、すべてのある方々が就労支援・生活支援をする場となっております。あと、社会の中で生活していく中では、本当に障がいを越えたところでのみんなの社会の理解がまだまだというところは、あるのですけれども、みんなそれぞれに生活をしていかなければならないという、これはもう、逃れられない現実だというふうに思います。その中で、ここに示されております、総合的な相談センター的機能、これが生まれてからその先々のところまで、就職してそれから後も様々なつまづきや何やらある中で、やはり、同じ場所で同じ方がいて、そして、相談ができる、こうした機能は本当に重要な機能であるというふうに思います。是非、こうしたものを現実化できて、これは、環境なのか、それとも人なのか、ソフトなのか、その辺の検討もあろうかとは思っておりますけれども、是非、この部分は充実をしていただければ、いろいろな面での課題が解決されるのかなというふうに思います。ですので、教育現場にも様々な機関の専門性を持った技術者がそれぞれに支援に入るといった形もあるのではないかと思いますし、それから、小学校ですとか、保育園ですとか、今もう訪問をしての相談もなされておりますけれども、できるならば、インクルーシブ教育を進めてけるようなシステムを作っていきたいなというふうに強く思います。

金田座長)

大切な御意見をありがとうございました。障がい種を幅広く、どの障がい種でもという横軸があって、先ほどの吉本委員がおっしゃったように、一人一人の子どもの将来どうなるのだという縦軸がありますよね、両方必要だと、いろんな障がい種、そして、その子どもの将来を見すえた上で何をしたらよいかという、この二つを同時に考えていかなければいけない、その辺のところを総合的な相談センターの機能の中で、求められているのではないかと、こういうお話をいただいたかと思っております。で、この表の中で例えば、総合的な相談センター機能の事務局ができるのだけど、この事務局と特別支援学校に矢印がつながっているのだけど、特別支援学校だけの問題ではないのだと思うのですよね。要するに、今のお話のどの障がい種にも、ということになると、いわゆる小中学校の発達障がいや悩んでいる保護者や子どもさんの相談はどこに行くんだって、ここへは来られないのか、その子は特別支援学校と直接結びつけられる子どもではないですよね。発達障がいの子ども

さんなんかは。だけど、市町村は必ずしも十分整っているとは言えない。そうなれば、小中学校でそんなに専門性の高い先生はいない、じゃあ、病院へ行って検査をしてもらって、発達障がい診断名をもらう。じゃあ、教育的な支援はどこでやるのですかね。今の横軸と縦軸だと、縦軸の部分は誰が支援するのって。このことを考えると、総合的な相談センターの機能は、特別支援学校の対象になる子どもたちだけではなくて、もっと幅広く、いろんな障がいの子どもたちが相談に行けるような、気軽に相談に行ける、そして、そこに行ったら発達障がいのことも教えてくれる、養護学校やろう学校の子とも教えてくれるって、そういうような機能を持たないと総合的にはならない、私は、そう思うのですね。だから、ちょっとこのイメージ図が偏っているな、要するに、いろんな障がい種、いろんな障がいで悩んでいるお子さんや保護者にちゃんと応えられる総合的な相談センターの機能になっていないのじゃないかなって個人的には思うのですよね。これから、この中身について検討していかなきゃいけないなというふうに思っていますが、今の御意見も参考に受けながら、そんな思いがいたしました。前回、そんな話をしたのですが、この総合的な支援センターを養護学校、盲学校、ろう学校、肢体不自由、要するに、特別支援学校の中に置くなるとんでもないよって、そんなことやったって、総合的にはならない。だって、小中学校の発達障がいで悩んでいるお子さんがろう学校の総合的な支援センターに行きますか。まず足が向かないと思います。ろう学校は、ろう学校の専門性の高い学校だというイメージがあるから。やっぱり、ろうで悩んでいるお子さんや保護者は、多分そこへ行くだろうと、そういうようなことを考えると、かなりこれから重要な中身だからこそ、これからしっかり、お話のとおり、詰めていかなければいけないかなと思っています。

庄司座長代理)

この図、実は作業部会でも出されたもので、おっしゃるとおり、御指摘のことがあるなというふうに思います。ただ、御意見としては、ろう学校のサテライトに出かけている人が、小学校、中学校に行くわけですが、そこで受けてきた相談というのが、聴覚障がいなくて発達障がいの相談であるというケースが非常に多いという御意見が出てきておまして、ろう学校の教頭先生の方から出されておまして、そういったような機能をこの総合的な相談センター的機能には必要だということは、明らかに、御意見としてはありました。それで、特に、現状としては、障がい種によって現状としては、例えば、ろう学校や盲学校、視覚障がいや聴覚障がいというのは、乳幼児から相談のノウハウがかなり充実している側面がある、一方、知的障がいの教育相談などでは、現実的には発達障がいの相談を非常に多く受ける、アセスメント評価なども実際には行ったり、就学相談も行ったりというノウハウがある。そういったものを様々な現在のノウハウを起点にしなが、集まった形の、事務局と書いてありますが、そこに行くといろいろな障がいの専門性の高い、しかも、保護者に対する相談・面談のノウハウを持っているような専門性の高い者がそこにいるという具体的な場があつて、具体的な人がいるっていうことは、何となく作業部会の中では皆さん共通のイメージをしたのではないかなと思います。で、作業部会の印象でも、このテーマになりますと、非常に活発な御意見がPTAの方などを中心にいただけたとい

うことがありますので、是非、ここのところをもう少し練って、具体的なものに近づけていただければというように感じています。

金田座長)

はい、ありがとうございました。大事な協議の方向性をお示しいただいたかなと思いますが、お願いいたします。

笛木委員)

総合的な相談支援センターの動きだと思うのですが、このイメージ図は、僕にとってはそんなに違和感はなく、確かに特別支援学校の方から小中学校の方にコーディネーターの先生がいらして、そこで発達検査をして、発達障がいの子の授業を見てくれたりするので、そこから、ただ、総合的な相談支援センターの方につなげていかないといけないということですね。総合的な相談支援センターとしては、事務局だけあったのではだめで、やっぱり、月に1回、そういう機能的なことをしないとイケないかなと思います。それから、入学前については、それぞれ確かに特別支援学校の相談に行くのは難しいかなと思います。入学前の人については、総合相談支援センターの方の受付をして、入学後とか、実際学校に行っている方については、それぞれの特別支援学校の方から問題点を積み上げてくる、そういう機能、そういう持続的な、事務局だけではなくて。それに関連して、就学相談でとても問題になっていると思うのですが、それは、特別支援学級か学校かという決定で、一度決定されるとそれが変わることはない、それが、そのセンター的機能が機能すれば、例えば、A特別支援学校の方から小学校の方に先生を派遣するから、そこでこの子やってみないとか、そのようなことができるかもしれない。そういうようなことに発展できるようなそういう事務局だけ作っていただくのではなくて、何をやるのかというのをもうちょっと具体的に書いていただけるといいかなと思います。

永松委員)

26 ページ以降のところ、意見二つとお願いを一つ。まず、一点目は、センターについてですが、私やっぱり、基本的に座長先生のおっしゃるとおり、縦と横、きちんと対応できるような相談センターの存在、特に縦が弱いという問題がありましたので、その点また御検討をお願いしたいということです。

いくつも御意見出て、私もその通りだと思います。それにちょっと加えてなんですが、例えばですね、福祉領域の会議に出ても、労働領域の会議に出ても、やっぱり同じように総合的な相談センターって結構どう作るかということが話題になっているのです。福祉、労働、医療というのは、他部局って存在でもあるので、そこと本当につながっていくかが、縦につながっていくかに関わるので、その辺のチェックを事務局をお願いしたいかなと思います。

それと、二つ目なのですが、26 ページになって、インクルーシブ教育という言葉が頻繁に出てきていますけれども、このページのGの部分、あと、センターもそうですけれども、

いずれにしても、地域の中で子どもたちがどう質の高い教育を受けて暮らしていけるのかというのが肝要なところで、ただ、今のところ、全国的にもそうかもしれませんが、なかなか地域の中の学校に次第に移行していくというハードルがすごく高い。これは、金田先生と10年近く前ですかね、同じ県の会議で副学籍の問題を取り上げた協議会があって、時期尚早だろうという最終的な結論だったのですが、だいぶ時代が変わっていますので、その辺り、少しでも地域の中で、まずセンター的機能とかそういったものを活用しながら、地域の学校で質の高い専門的な教育をというそこをしっかりと見据えた提案をいただければと思います。

今に関わって、最後お願いします。今回のこの協議会は、どちらかという今抱えている問題をどう解決していくかという課題解決の方向でずっと進めてきていただいている。まあ、具体性のある会議だなと思って、私も興味深く参加させていただいておりますが、今話題に出ました、最終的には地域の中で子どもたちが高い専門性を受けて生活していける、あるいは、卒業後も生活していけるというインクルーシブ教育が根底に流れているという部分をですね、最後の報告となると、「はじめに」の部分か、これは金田先生にお願いしたいと思っているのですが、やっぱり、そこに流れている、長野県としての特別支援教育の考え方の中で今回の中信地区の検討があって、これは社会全体の流れに逆行するのではなく、むしろ、ステップを踏んで進んでいくものなんだというスタンスでお書きいただくと、この協議会そのものがより建設的な位置づけになっていくなあと思います。これは、自分の勝手な思いです。以上です。

綿貫委員)

今の永松委員のお話、私は大賛成です。私たち、福祉の現場の中で、地域福祉、地域の中にどう根ざした、地域の中で普通の生活をその人らしくしていく、そんな地域をつくるために、私たちはどんな支援ができるだろうかというふうに支援の構築をしているわけなんですけれども、教育もやっぱり、地域教育というか、この地域の中でのニーズとか、その地域の求めているもの、それから社会から絶対外れない、そういったシステムというものを是非目指していきたいなと思います。

金田座長)

はい、この協議会がですね、立ち上げのときに県の教育委員会から示された中に、インクルーシブ教育の推進という前提をはっきり示していただけてありましたよね。そういう意味では、おっしゃる通り、いわゆる共生社会を本当につくっていくためにはどうしたらよいか。学校教育だけのことを考えると、インクルーシブ教育を今はどちらかという、特別支援教育の枠の中でこういう話をしているわけでありましたが、県全体の教育行政のことを考えれば、義務教育と特別支援教育を全部合わせた中で考えていかないと、なかなか実現の方向には向いていかないという中身がありますので、これから、きっと考えていかれる中身ののだろうなと思うわけでありまして。

もう一つ、26ページのGに関して、市町村教育委員会との連携の中の対応案で、先ほ

ど永松委員さんから「副学籍」という名前が出ましたが、いわゆる、特別支援学校に通っている子どもたちが、小学校・中学校にも籍を置く、もともと小中学校で対応する子どもたちが、より専門性の高い教育を求めるということで、特別支援学校へ行くわけですから、もともとは地域の小中学校がその子どもたちの原点なんですね。だけど、行政的に籍を特別支援学校に移しているだけの話で、もともとは地域の子どもの存在なんですよ。ところが、地域が、特別支援学校に行っているということで、地域で忘れられる存在になってしまう。そのために、地域で絶対に忘れちゃいけないよ、長野養護学校に行っているお子さんなんだけど、もともとは青木島小学校の子どもだよって、いつでも青木島小学校に来て、他の子どもたちと学習もできるし、生活もできるっていうそういう籍を残しておきましょう。これが副学籍という制度を十数年前考えました。実際に使っている市町村もあります。で、必ず、小学校・中学校に特別支援学校に行っている子どもの下駄箱があったり、教室の中に机も腰掛も用意してある、いつ帰ってきてもいいよ、いつ来ても席があるよ、いつ来ても下駄箱があるよって、そういうような対応をしている学校もあります。実際にはね。だけど、それが、永松先生おっしゃるように、なかなか全県的にそういう考え方が浸透しないというところに大きな課題があるので、今回これをもう一回改めて発信したらどうかという、こういう御意見としてお伺いしてよろしいでしょうか。いいですかね。

3回目のときに、総合的なセンター的機能については、前回の長野で検討してやったけど、なかなかうまくいかなかったと、その長野の反省を活かして今度こそしっかりしたものをつくりますよと教育委員会で言っていただきましたので、より充実した中身にしていただくために、御意見を頂戴できればありがたいなと思います。

大内委員)

前回欠席をさせていただいたものですから、ちょっと趣旨に合うかどうか分かりませんが、今、総合的相談センターの機能に関わってですね、松本市でも相談機能がいくつかあります。あるぷキッズ支援事業とか就学相談というような形で、あるんですけども、そういうところとの連携ということで何ができるかなと、私も市教育委員会としても考えていかななくてはいけないわけですが、そういうところとうまく連携をしていかないといけない。矢印が、このようになっているものですから、そのところが大事なところかなと思うわけですね。やはり、総合的相談センターだけが、ポツンとあるだけではなくて、どういう位置づけになっているかというところは、大事な形になっているんじゃないかなと思うんです。そういう意味で、より総合的な相談センターというのは、やはり、今までも御意見出ているように、専門性の高い相談っていうのですかね、そういうようなところでできていければ、就学相談のシステムの充実、松本市でも就学相談のシステムの充実というところが見えてくるのかなと思うんですけども、そういうことで、センターの位置づけが大事なことになってくると思います。

吉本委員)

先ほどの副学籍のことで、前から疑問に思っていることでお伺いしたいのですけれども。

私の子どもは養護学校に入りまして、養護学校か地域校に入るかというときに、選択の中で、まず、養護学校に行ったら絶対に居住地校には戻れないというふうにお聞きしました。それがどのような仕組みなのか、そのときには分からなかったのですが、例えば、多分、伊那の方で副学籍をやっているのじゃないかと思えますけれども、副学籍があると、例えば養護学校に通っていたけれども、途中からいろいろ進歩する姿が見られたり、勉強の方でも進歩が見られたりということで、伊那の何々中学校、何々小学校に行って、養護学校の方には通わなくても、そちらで学習できるというふうにはなっているのでしょうか。

金田座長)

その場合には、今の制度だと、養護学校から小学校、中学校へ籍が変わるということは法的には全然問題がなくて、できるんです。学校同士の問題もあるし、本人の教育的な環境、あるいは、障がいがある程度回復して、能力がついてきた場合に、小中学校へ行くというのは、制度的には、必ずできます。しかし、市町村の教育委員会や県の教育委員会の就学相談委員会とかそういうところの手続きは経なければいけない、できないということはありません。できますが、実際にそういう状況に子どもがなるかというところがかなり難しいところがあったりするわけですが、肢体不自由のお子さんなんかは、そういう子どもさんがかなりいますよね。盲学校、ろう学校のお子さんも、かなりいますし。そういうことは制度的には全くできますので、行ったから、絶対戻って来れないなんて、これはあり得ないですね。

副学籍のことは、ちょっと中身が違ってですね、盲・ろう・養護学校に籍があるんですね。で、小中学校に副学籍を置くことは、児童数としてカウントはできないんですよ。児童数がカウントできるのは、本籍である、盲・ろう・養護学校だけなんですね。両方カウントしちゃうと、人数が二重になっちゃうから、それはカウントできない。だから、副学籍として下駄箱用意しましょうよ、机用意しましょうよ、いつ帰ってきてもいいようにしておきましょうよ、例えば、指導要録やなんかも、一枚その子どもの名前をはさんでおけばいいわけですね。うちの学級には、この子がいますよ、と担任の先生が分かるようにしておくには、指導要録や出席簿に、鉛筆書きでも何でもいいから、書いておけばいい、だけど、正式な人数としては、カウントできないわけですね。小学校、中学校で、そうしないと二重になっちゃう。だけど、こういう子どもがいるよということの配慮をちゃんとしなさい、小中学校で、これが副学籍の考え方があります。よろしいですかね。

吉本委員)

ありがとうございました。すみません。副学籍のお話を聞いていると、とても素晴らしいなと思いました。それで、センター的機能のところの就学相談支援のところでも、しっかりと説明を保護者にしてもらって、養護学校に行っても、がんばって居住地校でやっていけるということであれば、居住地校に行くことが可能だっていうことも、私たち、多分、私よりもちょっと後の人にも、知らない方が多いと思うので、そういうふうにしていくと、養護学校の過密化もそういう部分でも、少しずつ減らせるということと、あと、

センター的機能のところ、特別支援学校の専門性の向上に関わる研修ということで、先生方に勉強していただく時間、先生方、専門性の勉強をして育成をしていただく機会を設けていただいて、すぐに、こういうものができるかという、難しいと思うのですけれども、徐々にそういうほうに向けていくためには、学校の先生方にもそういうゆとりを持つことをしてほしいので、例えば、過大化している松本養護学校では、いっぱいいっぱい、そういうことに関わる勉強する時ってすごい大変だなあと思うので、そういうような考え方でいてほしいかなと思っています。

金田座長)

保護者の立場から、いろいろな、ちょっと教員の目線とは違う目線でお話をいただいたかなと、身につまされる思いがいたしました。ありがとうございました。

庄司座長代理)

あの、副学籍については、全国的にも例があったと理解しています。そのいろいろな形、東京都で10年くらい前に確かあったと思うのですけれども、週に何日かはこっち、週に何日かはこっちみたいなことで、行われていた事例があったというふうに記憶しているのですけれど、やはり、課題としてはですね、指導計画ですね。個別の指導計画をきちんと共有していくという、つまり、小学校でやる指導と養護学校でやる指導がずれていくというか、特に自立活動の側面で、計画的な指導がなされなかったという課題は確か起きていたように思います。いろいろな意味で、一つの方向、一方向であるということは、認識されているけれども、なかなか実践の場面では事例が増えていかないという現状があったかなというふうに思います。個別の指導計画とか個別の教育支援計画をいかにきちんとしたもの共有していくかというのが、一つのカギになっていて、多分センター、総合的な相談センターっていう、そういったものの中にも、個別の指導計画をきちんと共有するという役割を当然、ここに加わってくるのかなと思います。

松本市のあるぷキッズの話も作業部会でも出されていて、そういったところと連携する、きちんとつながっていくということは、中信・南信広いところは、そういうところとつながっていくということは、必要だということは、意見として出されているところです。

金田座長)

他にいかがですか。

神尾委員)

二つあるのですけれども、一つは、様々な御意見が出されているので、例えば就学相談の場、段階とか、小学部の段階とか、卒業後の段階とか、相談センターの機能のイメージをできれば、横軸というのでしょうか、子どもの成長に従ってかいていただけると、時系列でかいていただけると、そうすると、例えば、小学部に入った時には、どことどうい

ふうに関係して、どういうふうに連携して、どういうふうに相談して、そこに相談センターがどういうふうに関わるかということをはっきり書き込めるような形にさせていただけると、分かりやすいんじゃないかなと思うんですね。そうすると、そこで、松本市なら松本市の関係とかいうことも書き込んでいけるのではないかなと思います。就学前とまた、学校に入った後と、卒業後とまた違いますので、さまざまな課題も違うと思いますので、連携する先も違いますので、それを書き込めるような形が一つ必要かなと思います。

それともう一つは、庄司先生もおっしゃったのですけれども、やはり、学校に入れば、学校に入れば個別の指導計画を作るわけですね。で、学校に入る前には、相談支援シートとかがあります。これは、多分、医療や福祉の方で作られると思うんですけども、そういう子どもにとって大事なシートなり、計画なり、あるいは、卒業後の支援計画なり、そういうのがつながっていかないと、やっぱりなかなかその子一人のことと成長を追っかけた支援にはならないんじゃないかなと思うんですね。この意見にもつなぎ目、つながることが必要と書かれていたので、その子が持っているなり、保護者が持っているなり、保護者が持っているのが一番いいわけですけども、それを持って、その子とともに、支援をしながら、その子が成長していくというシステムを是非作っていただきたいかなと思います。

金田座長)

あまり時間がありませんが、今日御発言をいただかなかった方、感想でも結構ですので、一言ずついただけますかね。

山田委員)

貴重な御意見、大変参考になりました。私は、小学校にいますが、養護学校、それから特別支援学級の担任も経験してきています。様々な子どもと様々な保護者の方と接してきているのですが、今、少なくともうちの学校の現状で言いますと、先ほど出ました発達障がいのお子さんが、通常学級で一学級に3人、5人というというのが現状です。本当に担任の先生、目いっぱい精一杯やって、何とかしたいなどがんばってくれているので、まあ、そういう子どもたちを特別支援学校には行かないけれども、特別に配慮が必要な子どもたちというように考えたら、地域で将来生きていくということを考えたら、センター的などころでも相談できるシステムができたらいいなと思いました。それで、地域って考えたときに、行政とか福祉とかというくくりの中ではなく、私なんかは、地域のおじいちゃんおばあちゃん、町会長さんとか、区長さんとか、そういう地域に根差している方たちも巻き込んだセンターかみたいのがあると、非常に地域に将来生きていく子どもたちのためになるのかなと、お聞きしながら思いました。

大和田委員)

小学校の校長をしています。今、相談センターのことを伺っている中で、私たちは学齢期にあるお子さんについて個別の指導計画を立てて、本当に手厚く、そのお子さんが学びやすいようにということを目指して学校生活を作っているわけですけども、さっきおっ

しゃっていた、その生活しづらさ、学びづらさを持っているお子さんの生涯を見通した、教育支援計画をどこが作るんだというのをこのところ疑問に思っています。やはり、一番そのところに責任を持っている、子どもさんと親御さんとの間でそれがきちんと持たれていて、障がい気が付いたときに市の福祉で作ってくれるのかな、それを持って小学校に来たら小学校は小学校段階でできる支援について一所懸命考えて、そこに書き込みをしていく、それを持って中学に行く、高校、あるいは、その次の学びのシステム、生きていく世界に行くといったときに、そのところがうまくつながっていかないと、彼らの生きづらさがその都度その都度、ブツブツブツブツって切れていってしまうな、その度に親御さんたちはどこに相談すればいい、誰に聞けばいい、って言って、とても不安に思っているところを近くでいっぱい見てきましたので、私は、今、塩尻市ですので、元気っ子支援システムということで、3歳から18歳までというくくりで、みんなで見ていこうということで、子ども課が一所懸命やってくさっています。そのあたりのところを松本でしたらあるぷキッズ、そういうところをみんなが持ちながら、そのお子さんの育ちに責任を持っていく、継続して支援していく、そういうシステムがどうしても必要だなというふうに思っています。それが充実することで、学校教育のレベルでも特別支援学校なのか、通常学校なのか、通常学級なのか、っていうようなことも整理されてくるんじゃないかな、親御さんが納得して、安心して就学できる生活できるというところに結びついて行くんじゃないかなということ、今も聞きながら共感し、是非、そうしていかなければいけないなと思いを強くしています。

北澤委員)

前回、保護者の方には、誰に相談していいか困っている保護者も、中学生になってもいます。特に、お母さんお一人で育てている、これは誰にも相談できない、そういう家庭もあるなと思います。それから、副学籍ですけれども、私、以前いた学校が、10年ほど前にいた、駒ヶ根市なんですけれども、副学籍制度をとっていました。3歳児健診から、5歳児健診、そして、小学校へ上がってきて、その市の方が定期的に学校を見に来るわけですね。そして、その子の成長がどうなっているかということを見て、担任とも相談するから情報は担任にも入ってきました。それから、副学籍があったので、養護学校から、年度当初にいつ交流しましょうかということで相談に来ます。年間、各学期ごとに交流をとって、あと、水泳のシーズン、冬のそりのシーズン、そういうときも交流するわけです。もちろん、入学式も卒業式も一緒にやりますので、そんな面で普通学校にいる先生方が特別支援学校の先生方に、いろいろ教えてもらう機会がそこでできていたかな、普通学校の先生方は、私もいけないんですが、もっと研修を積んでいかないと、発達障がい子どもたちにどう対応していったらいいのかということ、非常に困っている部分もあります。なかなか、研修すればいいということで、講師を呼んだりして、やるんですけれども、なかなかそれも定着していない、自分の目の前にいないので、他人事になってしまうことがあるかなと思います。ですから、その、総合的な相談センターっていうものも、先ほど座長さん言われたように、特別支援学校だけではなくて、普通学校の発達障がい子どもたちもあ

るなあ、それから特に、私も教え子でいたんですけども、誰に相談をしていいか分からないお母さん方もいるなあということを痛感しました。この相談センターができていくと、非常に有り難いことだなあと思います。以上です。

保坂委員)

高等学校の校長をしておりますけれども、先ほど大和田委員さんがおっしゃられたことと同じで、個別の子どもさんの支援計画をずっとつないでいくということの重要性を本当に感じております。私これまで、ずっと高等学校の教員をやってきた中で、翌年の入学者の募集をする段階になって、つまり中学生が高校受験の願書を出すその段階になって、もしかしたら、全盲のお子さんが本校を受験するかもしれないとか、聴力の全くないお子さんが受験するかもしれないというようなことを知るというような経験がございました。そうすると本当に高校側としても、全くノウハウがなくて、専門的な知識を持っている教員もいない中でどうやってその子どもさんを受入れていくかということに、本当にわずかな時間の中で苦慮するということがあります。ですので、例えば、学区内で今中学生の年齢の子どもさんの中で、もしかしたら普通の高校を受験する可能性のある子どもさんが、このくらいいるとか、そういった情報が共有できれば、もっと準備ができたりとか、何かしらの更にはいい対応ができるんじゃないかなというふうな経験がこれまでございました。そういったところで、それぞれの子どもさんがとにかく自立ができるようにみんなで地域で応援をするということが、大事かというふうに思います。そういったシステムができるようになればいいなということ強く感じました。以上です。

青木委員)

就労という立場で参加させていただいておりますエプソンミズベ青木と申します。私も先生方のお話を聞いていて、継続した支援が大事だということを痛感しております。幼少期から学生期、就労してから、就労してもだんだんと保護者の方が高齢になってきて、一人で生きていかなければいけなくなってきたときに、どう支援していくかと、そこまでつながるシステムにしていただけると、非常にありがたく思います。

先生方の研修ということについても、実際に障がいのある方に接していただく研修をお願いしたいと思います。座学でこういう障がいはこういう特性があって、こういう配慮をすればいいですということではなくて、実際に接してみて、一緒に勉強してみて、働いてみて、どういうふうに教えたらいいかということを感じていただくことが大事だと思います。

今年、ろう学校の生徒さんの実習を受け入れました。普段は知的に障がいのある方の実習を受け入れているのですが、今回実習を受け入れたことにより、ろう学校の生徒さんには、こういうふうに接したらいいのだということをも身をもって体験することができました。それが、私の勉強にもなりましたし、自信にもなりました。

もう一つ感じていることは、前々回の時にも発言させていただいたのですが、是非、普通高校を卒業してくる知的に障がいのある方、この子どもさんたちも支援の対象に入れて

いただきたいと思います。企業では普通高校を出てきて就職した知的に障がいのある方の支援に苦慮しております。実習の経験がないまま就労になるので“働くとは”ということ、“会社とは”ということから指導が必要となっております。支援の対象に入れて検討していただけると、ありがたいと考えております。

金田座長)

ありがとうございました。予定時間を少し超えて、熱心に御協議いただきました。本当に幅広く、皆さんの熱意ある思いをですね、吐露していただいたなというふうに思っております。あり方の案が更に味付けができたかなと、こんな思いでいっぱいあります。本当にありがとうございました。

それでは、次回はいよいよまとめであります。今、皆さんからいただいたことを全部網羅して吸い上げるということは、難しいかもしれませんが、できるだけ忠実に皆さんの御意見が反映できるような、そんなまとめにしていきたくこんなふうに思っておりますので、また、次回、期待をして、御参加いただければありがたいと、こんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。本日は、ありがとうございました。それでは、事務局の方へお返しをしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局)

大変ありがとうございました。時間が少々超えてしまいましたが、連絡をさせていただきます。

(次回の連絡)

大変長時間に渡る熱心な御協議、ありがとうございました。私、ここで聞かさせていただきました。今までも特別支援教育って変わりつつあるあるのですが、本当に変わってきた中で更に充実していいものにしていくために、今何が必要かっていう御意見をそれぞれのお立場や専門性の高いとこけたかなと思っております。本当に感謝でございます。